## パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章 様

島根県知事 丸 山 達 (環境生活部環境政策課)



第一種フロン類充塡回収業者登録の更新について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項において準用する 同法第28条の規定により、下記のとおり登録の更新を行い、登録簿に登載しましたので通知 します。

記

登録年月日 <b>令和3年10月14日登録</b> 有効期間満了年月日 <b>令和8年10月13日満了</b> 第一種フロン類の充塡回収業を行う事業所数	1								
第一種フロン類の充塡回収業を行う事業所数	1								
第一種フロン類の充塡回収業を行う事業所数	1								
すサニのないロスペプトル									
事業所の名称及の所任地	事業所の名称及び所在地								
名 称 パナソニック産機システムズ株式会社 中四国支店									
所在地 広島県広島市西区商エセンター4-9-9 回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類									
									第一種特定製品の種類 CFC
(1) エアコンディショナー O	0	0							
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	0	0							
フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品	0	-0							
	充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類								
第一種特定製品の種類 CFC	HCFC	HFC							
(1) エアコンディショナー	0	0							
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	0	0							
	事業所の名称及び所在地								
- 1 mm (lan	名 称 以下空欄								
所在地		_							
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロ	ン類の	種類							
第一種特定製品の種類 CFC CFC	HCFC	HFC							
(1) エアコンディショナー									
(2) 印	_								
フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品									
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロ	ン類の	種類							
第一種特定製品の種類 CFC	HCFC	HFC							
(1) エアコンディショナー									
(2) 冷蔵機器・冷凍機器									

### パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章 様

島根県知事 丸 山 達 (環境生活部環境政策課)



第一種フロン類充塡回収業者登録事項の変更について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第2項において準用する同 法第28条の規定により、下記のとおり登録事項の変更について登録簿に登載しましたので通 知します。

記

	登	録	番	号	3210130284		-			
	変	更	事	項	事業所の廃止			Ē		
2	登録事項変更年月日				令和3年9月2日 登録事項変更	74		8.5		
7	有効期間満了年月日 令和8年10月13日 満了									
第-	ら一種フロン類の充塡回収業を行う事業所数 1									
	事業	き所の	名称	及び所在	地		-56			
					ック産機システムズ株式会社 中四国	支店				
	3	所在均	-		島市西区商工センター4-9-9					
	回収	スの対	象と		種特定製品の種類及び回収しようとす	-				
1		10			一種特定製品の種類	CFC	HCFC	HFC		
				ンディシ		0	0	0		
	-	(2) 冷		0	0	0				
	-1.13				量が50kg以上の第一種特定製品	0	0	0		
	充均	の対	象と		種特定製品の種類及び充塡しようとす	-	1			
	3	745			一種特定製品の種類	CFC O	HCFC	HFC		
	3	(1) エアコンディショナー					0	0		
						O				
	<del>事</del> 身 	業所の名称及び所在地 名 称 以下空欄								
	8		•	以下空村	闸					
		所在5		+ 7 kg	<b>连杜</b> ·力制日 小连集 7 28 7 10 11 1 1 2 1 1 4	. 77	· Ver e	ACC VICE		
	121 4)	( V) X() :	家と		種特定製品の種類及び回収しようとす					
		(1) T	マコ	<u> </u>	一種特定製品の種類	CFC	HCFC	HFC		
2	3			ンノイン 器・冷凍:						
	18				THE CONTRACTOR OF THE CONTRACT					
	フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品									
	充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類を表している。									
		/1)			一種特定製品の種類	CFC	HCFC	HFC		
	1			ンディシ						
		(2) 冷	蔵機	器・冷凍	機器					

# 登録後に行う届出・報告について

- (1) フロン類充塡量及び回収量等の報告
  - ○島根県内で行った充塡及び回収業務について、「第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡 量及び回収量等に関する報告書(様式第3)」により、年度(4月1日から翌年3月31日まで)終了後、45日以内(5月15日まで)に報告を行ってください。

なお、充塡量・回収量等の実績が無い場合であっても、報告を行う義務があります。

#### (2) 登録事項の変更届出

- 〇以下の事項に変更が生じた場合は、変更後30日以内に「第一種フロン類充塡回収業者変更届 出書(様式第2)」の提出を行ってください。また、内容によって必要な書類を添付してください。
- 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

【法人の場合】

・「登記事項証明書」及び代表者が変更になった場合は「誓約書」

#### 【県外在住の個人】

・「住民票」

(県内在住の個人は、住民基本台帳ネットワークにおいて本人確認を行います。「氏名(ふりがな)、生年月日及び性別」又は「住民票コード」を担当者にお知らせください。)

- 2. 事業所の名称及び所在地 → 添付書類は不要です。
- 3. 登録申請した「充塡・回収の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡・回収しようとするフロン類の種類」に係る変更
  - ・フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類
  - ・フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類
- 4. 登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち「設備の種類」に係る変更
  - ・フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類
  - ・フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

#### (3) 廃業等の届出

〇以下の事項に該当した場合は、その日から30日以内に「第一種フロン類充塡回収業廃業等届 出書(様式第1号)」の提出を行ってください。

廃業等の理由	届 出 者			
個人の事業主が死亡した場合	相続人			
法人が合併により消滅した場合	代表する役員であった者			
法人が破産により解散した場合	破産管財人			
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人			
第一種フロン類充塡回収業を廃止した場合	法人:代表する役員であった者			
THE REPORT OF THE OFTEN	個人:本人			